

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

10

「日・中社会保障協定」が発効しました

2019 October
NO.495

- 年金生活者支援給付金制度が始まります
- 整骨院・接骨院のかかり方
- 交通事故などで保険証を使うとき
- 11月の出張年金相談



「秋の風景」(撮影・水戸市歴史館)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

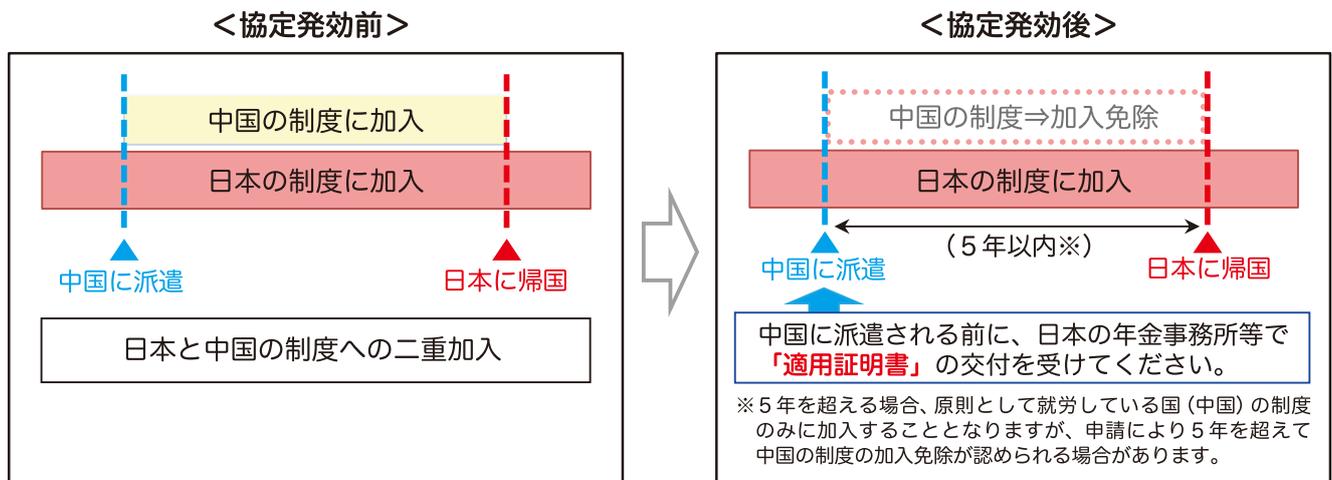
中国に従業員を派遣する日本の事業主の皆様へ

2019年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効しました。

対象となる制度は、次の年金制度のみです。

- ・日本については、国民年金、厚生年金保険が対象です。
- ・中国については、被用者基本老齢保険（职工基本养老保险）が対象です。

① 社会保障協定により、日本と中国の年金制度への三重加入が解消されます。



注 協定発効前より中国に派遣されて就労している被用者の方も、協定発効日から起算して5年間は中国の制度が免除されます。

② 社会保障協定に関する手続きについて

【中国に派遣される前の手続き】

- 中国への派遣前（※）に日本の年金事務所に「**適用証明書**」の交付申請をしてください。
※日本年金機構（年金事務所等）は、協定発効日の1か月前（8月1日）から適用証明書の交付申請を受け付けます。ただし、適用証明書は協定発効日以降順次発送となりますのでご注意ください。

【中国に派遣された後の手続き】

- 中国への派遣後直ちに中国の社会保険料徴収機関に対し、「**適用証明書**」を提出してください。
- 協定発効前より中国に派遣され就労している被用者の方は、日本で交付された「**適用証明書**」を中国の社会保険料徴収機関に提出の上、中国制度上の手続に従って、加入している**中国の制度の加入免除の手続き**を行ってください。

③ 次の方には日本から適用証明書が交付されません。

- 中国国内の企業に直接雇用される方
- 中国で自営業者として就労される方
- 日本の年金制度に任意加入している方

日本年金機構

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは年金事務所でご確認ください。
協定に関する申請書は、ホームページから入手することができます。

日本年金機構 社会保障協定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>

年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。

消費税率が8%から10%へ引き上げとなる2019年10月1日から施行され、初回の支払い（10月分・11月分）は2019年12月中旬になります。

○老齢年金生活者支援給付金

- 【支給要件】**
- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
 - ②前年の公的年金等の収入金額（※1）とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）（※2）以下であること
 - ③同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
- ※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。
 ※2 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。2019年度は779,300円

- 【給付額】** 次の(1)と(2)の合計額が支給される。
- (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）
 = 5,000円（※3）× 保険料納付済期間（月数）/ 480月
 - (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）
 = 約10,800円（※4）× 保険料免除期間（月数）/ 480月
- ※3 毎年度、物価変動に応じて改定。
 ※4 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除の場合）。
 ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約5,400円）。

なお、老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得の合計額が約88万円（※5）までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給すると所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給します。補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減します。

○障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

- 【支給要件】**
- ①障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ②前年度の所得（※6）が、462万1,000円以下（※7）であること
- ※6 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
 ※7 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準と同額になるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】** 障害等級2級の者及び遺族である者・・・5,000円※8（月額）
 障害等級1級の者・・・6,250円※8（月額）
- ※8 毎年度、物価変動に応じて改定。

なお、年金生活者支援給付金を受け取るには、支給要件を満たし、年金生活者支援給付金の認定請求という手続きを行っていただく必要があります。2019年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしている方には2019年9月に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類を送付しております。

2019年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定手続きを行う際に、あわせて年金生活者支援給付金の裁定請求の手続きを行ってください。

年金生活者支援給付金に関する一般的なお問い合わせは

「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」へ

0570-05-4092 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-5539-2216 (一般電話)



間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

整骨院・接骨院のかかり方



整骨院・接骨院で受ける柔道整復師の施術は、健康保険の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。

柔道整復師へのかかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いいたします。

健康保険が使えます

けがが原因の痛み

- 急性の外傷性の打撲・捻挫・挫傷(肉離れ等)・骨折・脱臼
※骨折、脱臼は、応急処置を除き、医師の同意を得ていることが必要。
- 外傷性が明らかなもののみが対象で内科的原因による疾患は含みません。

例えば

- 日常生活やスポーツで足をひねった
- 自宅で机を持ち上げた際、腰をひねった

健康保険が使えません

病気等が原因の痛み

- 疲労や慢性的な要因からくる単なる肩こり、筋肉疲労
- 病院や診療所などで治療中のけが
- 病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等)からくる痛み
- 仕事中や通勤途中でのけが
※労災保険の対象となります。

例えば

- 日常生活で感じる肩こり
- 仕事中に荷物を運んで転倒し、足首をひねった

施術を受けるときの

ポイント

① 負傷の原因をはっきり伝えましょう！

✓いつ、どこで、何をしてけがをしたのか、柔道整復師に伝えましょう。

② 療養費支給申請書の内容を確認し、必ずご自身で署名または押印を！

- ✓整骨院・接骨院で記入を求められる療養費支給申請書は、施術を受けた本人に代わり、整骨院・接骨院が健康保険適用分の費用を協会けんぽに請求する委任状の役割を果たします。
- ✓白紙の療養費支給申請書に署名または押印すると、実際の治療と異なった請求につながる恐れがあります。傷病名、日数、金額などをよく確認し、署名または押印しましょう。
- ✓手首の負傷で自筆できない場合は、代筆でも可能ですが、押印が必要です。

③ 施術が長期にわたっている場合は、医師の診察を受けましょう！

✓長い期間にわたり施術を受けても症状が改善されない場合は、内科的な要因も考えられます。一度、医師の診察を受けましょう。

④ 領収証をもらいましょう！

✓整骨院・接骨院には、領収証を無料で発行することが義務付けられています。領収証は、医療費控除を受ける際に必要となります。大切に保管しましょう。



もしもの時のために…
知っておきたい!

交通事故などで保険証を使うときは

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって病気やけがをしたときに健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要となります。

こんなときは…

自動車・自転車などの交通事故

不当な暴力によるケガ

他人の飼い犬に噛まれた

スキーやスノーボードなどの接触事故

など

※交通事故等が業務上や通勤途上のものであれば、労災保険の給付の対象となる可能性があり、原則として健康保険は使用できません。事業所所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。



「第三者行為による傷病届」等を提出

提出書類

- ▶ 第三者行為による傷病届
- ▶ 負傷原因報告書
- ▶ 念書
- ▶ 損害賠償金納付確約書（加害者記入）
- ▶ 示談書の写し ※示談が成立している場合のみ

+

交通事故の場合、加えて提出する書類

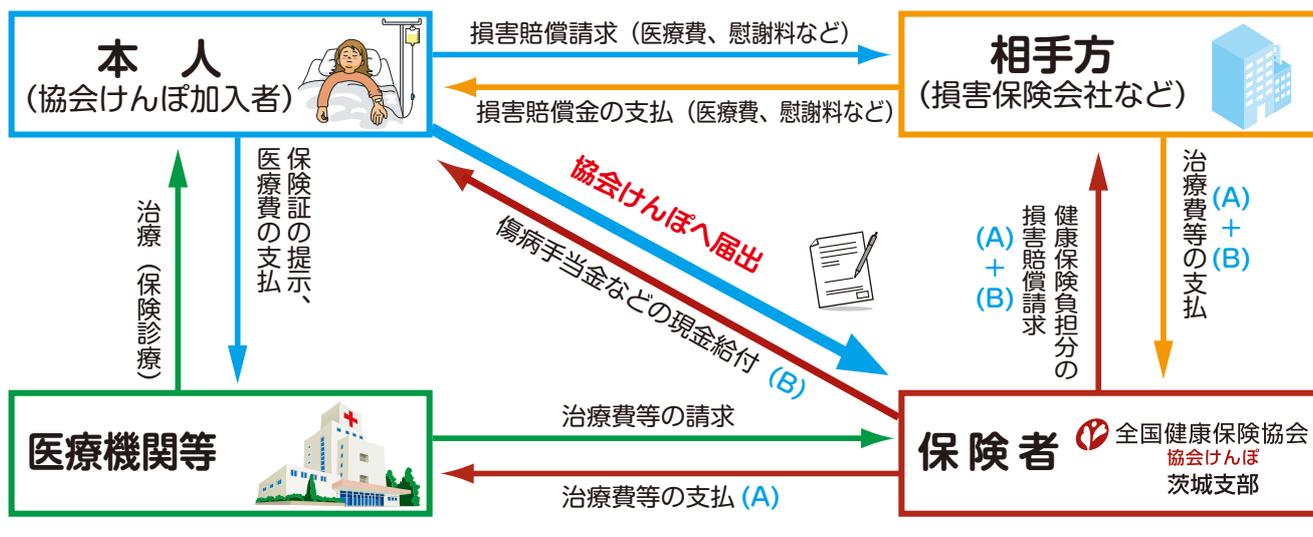
- ▶ 事故発生状況報告書
 - ▶ 同意書
 - ▶ 交通事故証明書
 - ▶ 人身事故証明書入手不能理由書
- ※ 警察への届出を物損(物件)事故として処理している場合のみ

示談

健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになります。健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります。示談をするときは、事前に協会けんぽ茨城支部までご相談ください。

ご存じですか？ 医療費負担の仕組み

「第三者行為による傷病届」を提出して健康保険で治療を受けた場合、本来、加害者が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替え、後日、協会けんぽが相手方に請求します。



《お問い合わせ先：029-303-1583（レセプトグループ）》

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

代表 ☎029-303-1500

茨城県社会保険協会からのお知らせ

年金セミナー・健康管理講座を開催します

茨城県社会保険協会では、被保険者の退職後に向けた年金制度に関する年金セミナー及び健康管理講座を下記のとおり開催いたします。開催のお知らせは8月に「社会保険いばらき8月号」等と一緒に会員事業所さま宛お送りしておりますが、各会場ともまだ余裕がございます。退職後におけるライフプランの設計及び健康管理の維持に役立てて頂けますよう、皆様のご参加をお待ちしております。

開催日・会場	日立会場：令和元年11月6日(水) 日立市みなと町6-1 久慈サンピア日立 水戸会場：令和元年11月8日(金) 水戸市宮町1-6-1 ホテルレイクビュー水戸 つくば会場：令和元年11月15日(金) つくば市竹園1-7 筑波銀行つくば本部ビル
開催時間	各会場とも、午後1時00分から午後5時00分まで
参加対象者	事業所に勤務(事業主を含む)する被保険者及びその配偶者、事務担当者
参加費	無料
講師	「年金とライフプランについて」特定社会保険労務士 齋藤 敬徳 先生 「食事と健康」 管理栄養士 佐藤 光恵 先生(水戸・日立会場) // 糸澤由布子 先生(つくば会場)

参加申込書は「茨城県社会保険協会」のホームページの「年金セミナーの開催」よりダウンロードしていただき、FAXにてお申し込みください。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による11月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。

なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

11月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日時	会場
水戸北年金事務所 029(231)2283	7日(木) 10:00~15:00	常陸太田市役所
	12日(火) 10:00~14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029(227)3278	14日(木) 10:00~14:30	鹿嶋市商工会本所
	26日(火) 10:30~14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029(825)1170	7日(木) 10:00~15:00	取手市商工会館
	22日(金) 10:00~15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296(25)0829	14日(木) 10:00~14:00	常総市商工会水海道事務所
	20日(水) 10:00~14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294(24)2193	19日(火) 10:00~14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。